医薬発 0712 第１号
令和６年７月 12 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医薬局長
（公　印　省　略）

化粧品基準の一部を改正する件について

本日、化粧品基準の一部を改正する件（令和６年厚生労働省告示第243 号）が告示され、同日適用されましたので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

１．改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 42 条第２項の規定に基づき、化粧品基準（平成 12 年厚生省告示第 331 号）の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる医薬品の成分の範囲を拡大する。

２．改正の内容

別表第２第２項を改正し、以下のとおり、化粧品へ配合できる医薬品の成分として、システアミン塩酸塩を追加する。

別表第２第２項　化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分

成　分　名	100g 中の最大配合量
頭髪のみに使用され、洗い流すヘアセット料 　システアミン塩酸塩	8.63g
頭髪のみに使用され、洗い流すヘアセット料以外の化粧品 　システアミン塩酸塩	配合不可

埼玉県
収　受
’24.07.12
薬務課